

電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

平成 29 年 6 月 21 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 26 年 4 月に政府決定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に基づいて平成 26 年 9 月にオンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」が決定された。同計画は、申請・届出等の行政手続についてオンライン利用の利便性向上に向けて各種の改善を実施し、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的としたものである。

一方、日税連では毎年、電子申告の問題点及び課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示すると同時に、税理士会員に対して電子申告の重要性の周知、無料相談会場での e-Tax の使用を推奨するなど電子申告の更なる利用拡大に努めている。また、平成 29 年 1 月から第四世代税理士用電子証明書¹の運用を開始した。第四世代税理士用電子証明書では、税理士会員の利便性向上のために IC カードの複数枚発行を引き続き実現させ、IC カードの毀損による業務の停滞リスクを解消することに努め、全ての会員が税理士用電子証明書を使って電子申告を行うという目標の達成に向けて日々取り組んでいる。

国税庁においても、ここ数年の間に、①法人税等集中期の土曜日・日曜日の利用可能時間拡大、②添付書類等のイメージデータによる送信、③第三者作成書類の添付省略、④タブレット端末等のスマートデバイスへの対応、⑤所得税確定申告期間の e-Tax の 24 時間受付、⑥税理士のための電子署名による申告書類の送信等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善が多く実施されている。

これらの改善により、平成 28 年度の財務省改善取組計画の改善促進手続におけるオンライン利用件数は 1,955 万件に達した。

しかし、今後更に利用件数を伸ばすためには、単なるシステム面の改善のみならず、番号制度による納税者の利便性の向上、税務行政の一層の効率化などを見据えて、将来的に電子申告制度及び税制そのものを抜本的に改正していく時期に差し掛かっていると考えられる。

例えば、平成 29 年 3 月 29 日に規制改革推進会議行政手続部会で取り纏められた行政手続コストの削減の取組みの一環として、「電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率 100%」、「中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率 85%以上。将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-Tax）の利用率 100%」が数値目標と定められ、今後、電子申告の義務化の議論が出てくるものと考えられる。日税連においても、紙ベースを前提とした法制度、運用などの見直し、罰則の考え方など、電子申

告の義務化に係る課題を検討していかなければならない。

今後、税理士関与の利用率を伸ばすためには、まだ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことなどが重要になってくる。

さらには、大企業、大規模税理士法人等が積極的に利用できる環境を整備することも重要である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士等に限定されていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を課税当局と協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は、電子政府の早期実現のためにも、e-Tax に反映されることを強く望むものである。

【重要要望項目】

（電子証明書関係）

1. 税理士が税務書類の作成及び電子申告の委嘱を受けてこれを行う場合には、電子署名及び電子証明書送信とともに、税理士資格を有することを証明する個人情報を送信を義務付けること。

税理士が税務書類の作成及び電子申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第 33 条の規定の趣旨に基づき、その身分と責任の所在を明らかにしなければならない。したがって、税理士が代理送信する場合にも、書面における署名押印と同様に税理士の電子署名及び電子証明書の送信を必要とすること。

また、税理士法の規定により、税理士のみが税務書類の作成を行うことができるため、代理送信を行った者が税理士であることを証明しなければならない。法人税法等の法律レベルで規定されている納税義務者や代表者等の電子署名及び電子証明書の送信が財務省令及び告示によって省略されていることを考慮すると、委嘱を受けた者が税理士であることを証明することを要望する。

（e-Tax の利便性向上策関係）

2. 平成 31 年 1 月から実施される e-Tax 利用の簡便化について、納税者利便に配慮して進めること。（新規）

平成 31 年 1 月から ID・パスワードによる e-Tax 利用の簡便化が行われ、メッセージボックスの閲覧には電子証明書が必要とされている。しかしながら、①税理士が納税者の情報を閲覧できないことにより電子申告の普及が阻害されること、②これにより税理士の業務に多大なる混乱が生じること、③税務支援で申告した納税者及び ID・パスワードで申告した納税者はメッセージボックスを閲覧できないこと、④メッセージボックスを閲覧できないことによりダイレクト納付の普及の妨げになることなどの問題がある。以上から、平成 31 年 1 月の実施に向けてこれらの事項を解決する必要がある。

（番号制度導入後の利便性）

3. 税務代理を行う税理士に対して納税者のマイナポータルに格納される情報の閲覧を可能とすること。（新規）

平成 29 年 10 月以降にマイナポータルの本格的な運用が開始される予定であるが、これに関し、マイナポータルの利用率向上には、納税者のみならず、税理士における影響力も高いと言える。

マイナポータルには申告に必要な情報（国民健康保険料や国民年金の支払

状況、医療費の支払状況等）が集約されることから、より円滑な税務代理を行うため、税理士が委任されていることを電子的に証明する方策を講じた上で、マイナポータルに格納される納税者の情報の閲覧を可能とすること。

(メッセージボックス)

4. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

(1) システム面の改善

- ① メッセージボックスを 24 時間閲覧可能とすること。
- ② 受付システムを確認する際の 3 つのカテゴリ（「メッセージボックス一覧」、「還付金処理結果」及び「振替納税結果」）を統一して運用すること。
- ③ ②が実現するまでは、還付加算金の情報を確認できる期間について次回の確定申告まで延長すること。

(2) 受信通知の表記の改善

現在、受信通知のフォーマットは単なるメール受信の表記でしかないが、従来の税務署の收受印の代替機能を求めている金融機関があることから、「申告書受信通知」といった証明書のようなフォーマットにすること。

(3) メッセージボックスの発展的なシステムの構築

現在の電子申告システムは、取下書や単独で送付する説明資料等（請求書、契約書等）の法定外文書については、税務署窓口に提出する必要がある。これらの文書の送信が可能になると、納税者の事務手続面での利便性は大いに向上され、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定されるため、上記文書について、税務署と納税者及び税理士の間で電子データのやり取りが可能なシステムの構築を目指すこと。

(電子申告普及に向けた制度の整備)

5. 勘定科目内訳明細書等の提出方法の多様化を図ること。

決算書及び勘定科目内訳明細書については、Excel 等で作成していることが多いことから、平成 28 年 4 月から開始した受付可能なデータ形式への変換機能に加え、Excel 等をアップロードする方法等により、勘定科目内訳明細書の e-Tax による提出を更に容易とすることを要望する。

また、提出に向けた事前確認のため、ビューワーの提供を行うとともに会社控の印刷を可能にすること。

6. 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること。

平成 28 年 4 月から一部手続きについて添付書類等の PDF での送信が開始さ

れたが、当該制度の利便性向上のため、以下の点について実現することを要望する。

(1) イメージデータにより提出可能な添付書類の範囲を拡大すること。

イメージデータで提出できる書類は、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となっている。このため、イメージデータにより提出ができない書類については、別途郵送等で書面により提出せざるを得ない。利用者の利便性向上のため、申告・申請に必要な全ての書類をイメージデータでの提出を可能とすること。

(2) イメージデータを送信する際のファイル数及び容量を拡大すること。

現状の添付書類をイメージデータで提出する場合の送信可能なファイル数及びデータ容量では、複数回に分けて送信しなければならず、煩雑であることから、ファイル数及び一送信あたりの容量を拡大すること。

(利用者識別番号)

7. 利用者識別番号について改善を図ること。

近年、利用者識別番号の誤入力により、結果として無申告、あるいは期限後申告となってしまった事例が報告されている。このような事態になれば、納税者が大きな不利益を被ることになり、また、納税者と税理士の信頼関係を壊すことになるため、以下のような防止策を講じるよう要望する。

(1) 利用者識別番号と申告データの不一致等の明らかに誤りとみられる書類については、送信段階でエラーメッセージを表示されるようになったが、エラーコード (HUU0176E) の情報が公表されていないため、混乱が生じている。全てのエラーコードについて e-Tax のホームページ等で公表するよう要望する。

(2) 利用者識別番号を取得していることを失念した納税者が改めて開始届を提出した場合は、旧利用者識別番号を即時で無効にするのではなく、提出が重複している旨の案内を行ってから、旧利用者識別番号を無効とすること。

8. 税理士については、本人用と代理送信用の複数の利用者識別番号を持てるようにすること。

現在、税理士は自らの申告、代理送信ともに同じ利用者識別番号を使っているが、税理士本人の個人情報の保護の観点から、納税者としての本人用と税理士としての代理送信用の複数の利用者識別番号を持てるようにすること。

(暗証番号)

9. 暗証番号について改善を図ること。

暗証番号の再発行を行う際の通知の方法を、eLTAXと同様に登録したメールアドレス宛てに即日通知することを要望する。

(利用可能時間)

10. 利用可能時間を拡大すること。

e-Taxの利用可能時間については、①確定申告期の24時間対応、②平日の利用可能時間の延長、③法人税等集中期(5、8、11月の最後の土日)の休日対応の運用が実施されたことにより、納税者の利便性は大きく向上している。今後、更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、本来であれば24時間365日の利用を可能とすべきものとするが、まずは通年で土曜日、日曜日の利用が可能になるよう要望する。

(その他)

11. システム変更を早急に行うこと。

Windows等のOS及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、当面の課題として、Microsoft Edgeに速やかに対応すること。

【要望項目】

(e-Tax ソフト)

1. e-Tax ソフトについて、利用者の利便性に重点を置いた改善を図ること。

「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax ソフト (WEB 版)」が利用者視点で整備されており飛躍的に使い勝手が向上していることや民間の会計ソフトの改善により利便性が高まっていることにより、国税庁が提供する e-Tax ソフトそのものを利用して申告する者は、ごく少数になっているものと思われる。

しかしながら、e-Tax ソフトは、民間の会計ソフトでは対応していない申告・手続が網羅されていること、税務支援事業で使用する機会が増えていることなどの理由から、一定の利用者が存在している。利用者である納税者及び税理士 (税理士会) の利便性に重点を置いた「システム改善に関する要望事項」を取り纏めたので改善を要望する。

(電子納税・ダイレクト納付)

2. 電子納税・ダイレクト納付について改善を図ること。

(1) ダイレクト納付に関する改善

ダイレクト納付の届出金融機関は1カ所のみであるが、複数の金融機関を登録できるようにし、納税の度に選択できるようにすること。これにより資金移動せずに他の届出金融機関から納付が可能になり、利用者の利便性向上のほか、滞納防止に繋がる。

(2) 引落日に関する改善

引落日の期日指定をしたときに指定日の午前中に残高が不足している場合であっても未落ちとならないように同日中に再度、引落日指図を行う等の対応を行うこと。

(3) 全ての金融機関でダイレクト納付を可能とすること。

多くの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫がダイレクト納付に対応しているが、より一層の利便性向上のため、農業協同組合やネット銀行など全ての金融機関でダイレクト納付ができるよう働きかけること。

(その他)

3. e-Tax で利用可能な税目を拡大すること。

電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目をその対象とすべきである。特に、現在 e-Tax を利用できない相続税、所得税の準確定申告等については早急に

対応すること。それにより多くの納税者が電子申告のメリットを享受し得るものとする。その上で、例えば申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的であって、継続して申告書の提出が必要でないものであったとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築するよう要望する。

4. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。

ダイレクト納付やペイジーを利用しない納税については、納付書が必要となるが、予め税務署で整理番号等が印字された納付書を取得しなければならない。また、所得税の確定申告において還付申告を提出した年の翌年は、納付書の送付がされないこと等もあるため、電子申告の一連の手続きに納付書の印刷もしくはコンビニ等で支払い可能なバーコード付き納付書を印刷できるようにすること。また、金融機関で納付可能な納付書を国税庁ホームページからダウンロード等の方法によって入手可能となることを要望する。

5. 上記以外のシステム面等に関する要望事項について継続的に協議の場を設けること。

上記以外のシステム面等の要望事項については、国税庁と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けること。

(国税・地方税の受信窓口の一本化)

6. 国税と地方税の受信窓口を一本化すること。

電子申告の利用率を向上させるためには、利用者に最小限の手続きで完了するようなインターフェイスを用意する必要がある。利用者が e-Tax システムと eLTAX システムで重複して操作することがないように可能な限り統一すること。

また、将来的には必要な法整備を行い、国税の申告と地方税の申告をまとめて送信できるようになれば更なる利便性が期待できる。

以上